

亀山市告示第4号

亀山市り災証明書交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年1月14日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市り災証明書交付要綱の一部を改正する告示

亀山市り災証明書交付要綱（平成28年亀山市告示第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>亀山市罹災証明書交付要綱</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この告示は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。<u>以下「法」という。</u>）第90条の2第1項の規定に基づく罹災証明書（以下「<u>罹災証明書</u>」という。）の交付に関し<u>必要な事項</u>を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この告示において、「災害」とは、<u>法第2条第1号</u>に規定する災害（<u>火災による被害</u>を除く。）をいう。</p>	<p style="text-align: center;"><u>亀山市り災証明書交付要綱</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この告示は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2第1項の規定に基づく罹災証明書（以下「<u>り災証明書</u>」という。）の交付に関し、<u>必要な事項</u>を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この告示において、「災害」とは、<u>災害対策基本法（昭和36年法律第223号）</u>に規定する災害（<u>火災</u>を除く。）をいう。</p>

(罹災証明書の交付対象)

第3条 罹災証明書の交付対象は、次の各号のいずれかに該当する家屋で災害により被害が生じたものとする。

[(1) 及び (2) 略]

(罹災証明書の交付対象者)

第4条 罹災証明書の交付対象者は、次に掲げる者とする。

[(1) 略]

(2) 前条第1号に掲げる家屋の居住者であって、あらかじめ当該家屋の所有者の承諾を得ているもの

(罹災証明書の交付申請等)

第5条 罹災証明書の交付を受けようとする者は、罹災証明申請書(様式第1号)に災害による被害を受けた状況が確認できる写真を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付を要しないものとする。

2 前項の規定による罹災証明申請書の提出(以下「申請」という。)は、罹災した日の翌日から起算して30日以内に行うものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 大規模の災害により罹災物件が多数発生した場合

(り災証明書の交付対象)

第3条 り災証明書の交付対象は、次の各号のいずれかに該当する家屋で災害により被害が生じたものとする。

[(1) 及び (2) 略]

(り災証明書の交付対象者)

第4条 り災証明書の交付対象者は、次の各号に掲げる者とする。

[(1) 略]

(2) 前条第1号に掲げる家屋の居住者であって、あらかじめ前項に掲げる所有者の承諾を得ている者

(り災証明書の交付申請等)

第5条 り災証明書の交付を受けようとする者は、り災証明書交付申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定によるり災証明書交付申請書の提出(以下「申請」という。)は、り災した日の翌日から起算して30日以内に行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りではない。

(1) 大規模の災害によりり災物件が多数発生した場合

<p>[(2) 略]</p> <p>(<u>罹災証明書</u>の交付)</p> <p>第6条 市長は、申請があったときは、その内容について調査し、申請に係る被害が災害によるものと認められるときは、<u>罹災証明書(様式第2号)</u>を申請者に交付する。</p> <p>(<u>罹災証明書</u>の効力)</p> <p>第7条 前条の規定により交付する<u>罹災証明書</u>は、民事上の権利義務に関しては、効力を有しない。</p> <p>(手数料)</p> <p>第8条 <u>罹災証明書</u>の交付に係る手数料は、無料とする。</p>	<p>[(2) 略]</p> <p>(<u>り災証明書</u>の交付)</p> <p>第6条 市長は、申請があったときは、その内容について調査し、申請に係る被害が災害によるものと認められるときは、<u>り災証明書交付申請書の写しに記名及び押印をして、これをり災証明書として</u>申請者に交付する。</p> <p>(<u>り災証明書</u>の効力)</p> <p>第7条 前条の規定により交付する<u>り災証明書</u>は、民事上の権利義務に関しては、効力を有しない。</p> <p>(手数料)</p> <p>第8条 <u>り災証明書</u>の交付に係る手数料は、無料とする。</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

別記様式を次のように改める。

罹災証明申請書

亀山市長

年 月 日

申請者 (世帯主)	住所	電話番号
	(現在の連絡先)	電話番号
	(ふりがな) 氏名	

窓口に 来られた方 (申請者と 同じ場合は 記入不要)	住所	電話番号
	(ふりがな) 氏名	申請者との関係

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家 [※] の 所在地 (申請者住所と 同じ場合は 記入不要)	
---------------------------------------------------------	--

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のことをいいます（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）。

住家の被害	<input type="checkbox"/> 浸水被害（ <input type="checkbox"/> 床上 <input type="checkbox"/> 床下） <input type="checkbox"/> その他被害（以下に記入）
-------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

写真による 被害区分の 判定（※）	<input type="checkbox"/> 希望する（写真を添付） <input type="checkbox"/> 希望しない
-------------------------	------------------------------------------------------------------------

※下記の場合には、現地調査を省略し、写真により被害区分を判定することが可能です。写真による判定を希望する場合は、「希望する」欄にチェックをしてください。

- ・地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合
- ・水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合
- ・申請者の合意に基づく自己判定方式による一部損壊の判定を行う場合（「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）」の6つの被害区分のうち、「準半壊に至らない（一部損壊）」の判定となります）

※添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。

罹災証明書の 必要枚数	枚
----------------	---

様式第 1 号の次に次の 1 様式を加える。

罹災証明書

世帯主住所	
世帯主氏名	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家 [※] の 所在地	
住家 [※] の被害の 程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
浸水区分	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

亀山市長



附 則

この告示は、公表の日から施行する。